

児童扶養手当のしおり

◎これから手続きをされる方へ

児童扶養手当とは…

離婚や死別等の理由によってひとり親となった方、あるいは親にかわって児童を養育している方に対し、児童の福祉を増進するために支給される手当です。

①手当を受けることができる方（受給資格者）

次の条件のいずれかにあてはまる児童（18歳になった年度末まで・障がい児は20歳未満）を監護している母、又は監護し、かつ生計を同じくしている父や、親にかわって児童を養育している方です。

- ①父と母が離婚した児童
- ②父又は母が亡くなった児童
- ③父又は母が一定の障がいの状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが不明な児童

②手当の額

（月額）

	基本額	第2子加算額	第3子以降加算額
（全部支給）	44,140円	10,420円～ 5,210円	1人につき、 6,250円～ 3,130円
（一部支給）	44,130円～ 10,410円		

※手当額は所得額等により手当の一部または全部が制限されます。

※養育費の受け取りがある場合、その8割分を「所得」として取り扱われます。

※手当は、原則として認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月に、指定した金融機関の口座に支払われます。

③手当を受ける手続き

この手当は、請求しない限り支給されませんので、手当を受けるには、あなたの住所地の市町村役場の児童福祉担当窓口にて認定請求書を提出する必要があります。その際、戸籍謄本、住民票などを添付する必要がありますが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、市町村役場の児童福祉担当窓口におたずねください（添付書類は交付の日から1か月以内のものに限ります。）。

※次のような場合は、手当の支給を受けることができません。

児童が

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- ③受給者のほかに父又は母と生計を同じくしているとき（父又は母が一定の障がいの状態にある場合を除きます）
- ④父又は母の配偶者に養育されているとき

父又は母又は養育者が

- ①日本国内に住所を有しないとき

※次のような場合は、手当の支給が制限されます。

受給資格者、その配偶者又は同居の扶養義務者（受給資格者の父母、祖父母、子、兄弟など）の前年の所得がそれぞれ別表の額以上であるとき（養育費の一部も所得に含みます）

受給資格者が

- ①老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき
- ②遺族補償等を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき

児童が

- ①父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ②父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき
- ③父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき

別表

扶養親族 の数	受給資格者			配偶者・扶養義務者
	父、母又は養育者		孤児等の養育者	
	全部支給	一部支給	所得制限限度額	所得制限限度額
	円	円	円	円
0	490,000	1,920,000	2,360,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000	3,500,000
4	2,010,000	3,440,000	3,880,000	3,880,000
5	2,390,000	3,820,000	4,260,000	4,260,000

※詳しくはお住まいの市町村児童福祉担当課または県総合支庁福祉担当課までお気軽にお問い合わせください。